

諮問日：令和元年9月25日（令和元年度（最個）諮問第5号）

答申日：令和2年7月1日（令和2年度（最個）答申第2号）

件名：特定の事件について実際に審議が行われたことを証明できる原始資料に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件について審議が実際に行われたことを証明できる原始資料に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象個人情報を記録した文書は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所が開示請求文言に対応して特定した文書名が不明である。
- 2 最高裁判所が特定した文書が裁判事務に関する文書に記録された情報であることが証明されていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

開示の対象となる保有個人情報は、司法行政文書に記録されているものに限られる。

審議は、事件の審理・判断のためにされるものであるから、審議に関して作成された文書は、全て裁判事務に供されるものであって、司法行政事務の用に

供されるものではない。よって、審議に関して作成された文書は、当該文書を特定するまでもなく、司法行政文書に該当しないことが明らかである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年9月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月16日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月22日 | 審議 |
| ⑥ | 同年6月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める情報は、特定の事件の審議に関する文書に含まれる情報であると解される。この点について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、審議は事件の審理や判断のためにされるものであるから、審議に関して作成された文書は全て裁判事務に供されるものであって、司法行政事務の用に供されるものではないとのことである。裁判官が事件の審理や判断のために行う審議に関する情報は、司法行政事務の遂行上把握される情報とは性質が異なることを踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない

い。したがって、特定の事件の審議に関する文書は裁判事務に関する文書に当たるから、本件対象個人情報とは認められない（令和元年度（最個）答申第1号，第2号参照）。

よって、本件対象個人情報は、司法行政文書に記録された情報とは認められないから、保有個人情報開示手続の対象とならない。

2 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子